

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：木下 正雄
- (2) 代表者職氏名：木下 正雄
- (3) 所在地：京都府京都市伏見区醍醐上山口町 3 2 番地 1 9

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3件）

- 平成 3 0 年 4 月 2 日認定「認 1708005468」
- 5 月 2 9 日認定「認 1808001854」
- 6 月 2 9 日認定「認 1708011877」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 3 年 1 月 19 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

地方出入国在留管理局より外国人の技能実習に係る不正行為に対する通知を受けたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。